

高鍋町社会福祉協議会の役員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、理事、評議員その他特別職（以下「特別職」という。）で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 理事、監事及びその他の非常勤特別職に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第3条 全理事の報酬総額は、年間60万円以内とする。

2 全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

3 その他の非常勤特別職の報酬総額は、年間4万円以内とする。

(報酬の額)

第4条 第1条の非常勤特別職の報酬は次のとおりとする。

- | | | | |
|----------------|----|--------|---------------|
| (1) 理事 | 日額 | 5,000円 | (4時間未満の場合1/2) |
| (2) 監事 | 日額 | 7,000円 | (4時間未満の場合1/2) |
| (3) 評議員 | 日額 | 3,000円 | (4時間未満の場合1/2) |
| (4) その他の非常勤特別職 | 日額 | 3,000円 | (4時間未満の場合1/2) |

(報酬の支給日)

第5条 報酬の支給は、会議等に参加したその当日に支給する。

(旅費等の額)

第6条 特別職の者が公務のため旅行したとき、又は委員会等に参加したときの旅費等の額は、次に定める額による。

別表

区分	旅 費		日 当
町内	— 円		— 円
町外	公用車使用	— 円	— 円
	自家用車使用	鉄道運賃	— 円
県外	一般職の職員に支給する旅費の例による。		

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

2 役員、評議員、特別職員及びその他の委員の報酬等に関する要綱は廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成17年9月3日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。